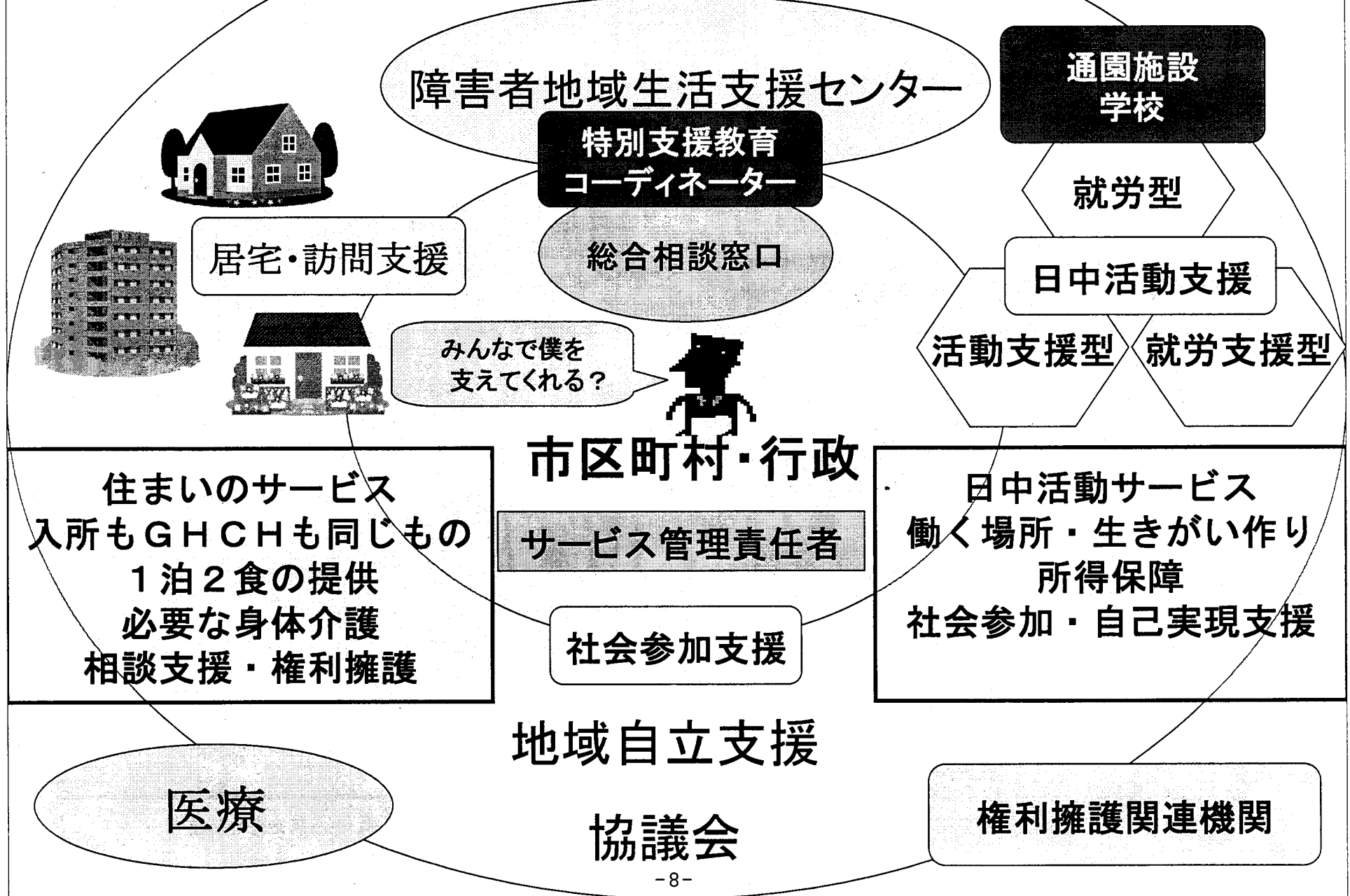
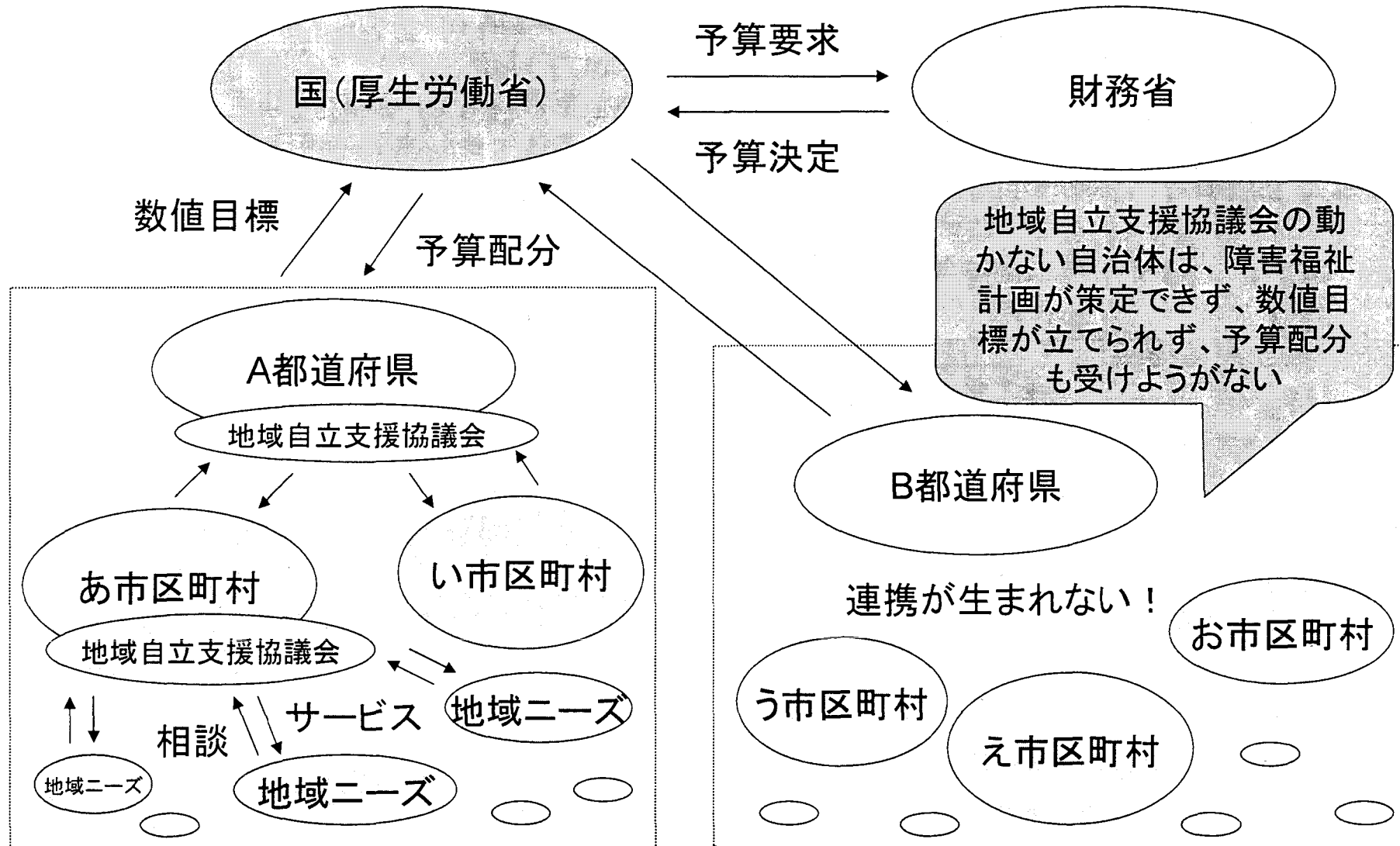


サービス計画で地域協働型福祉が動く！

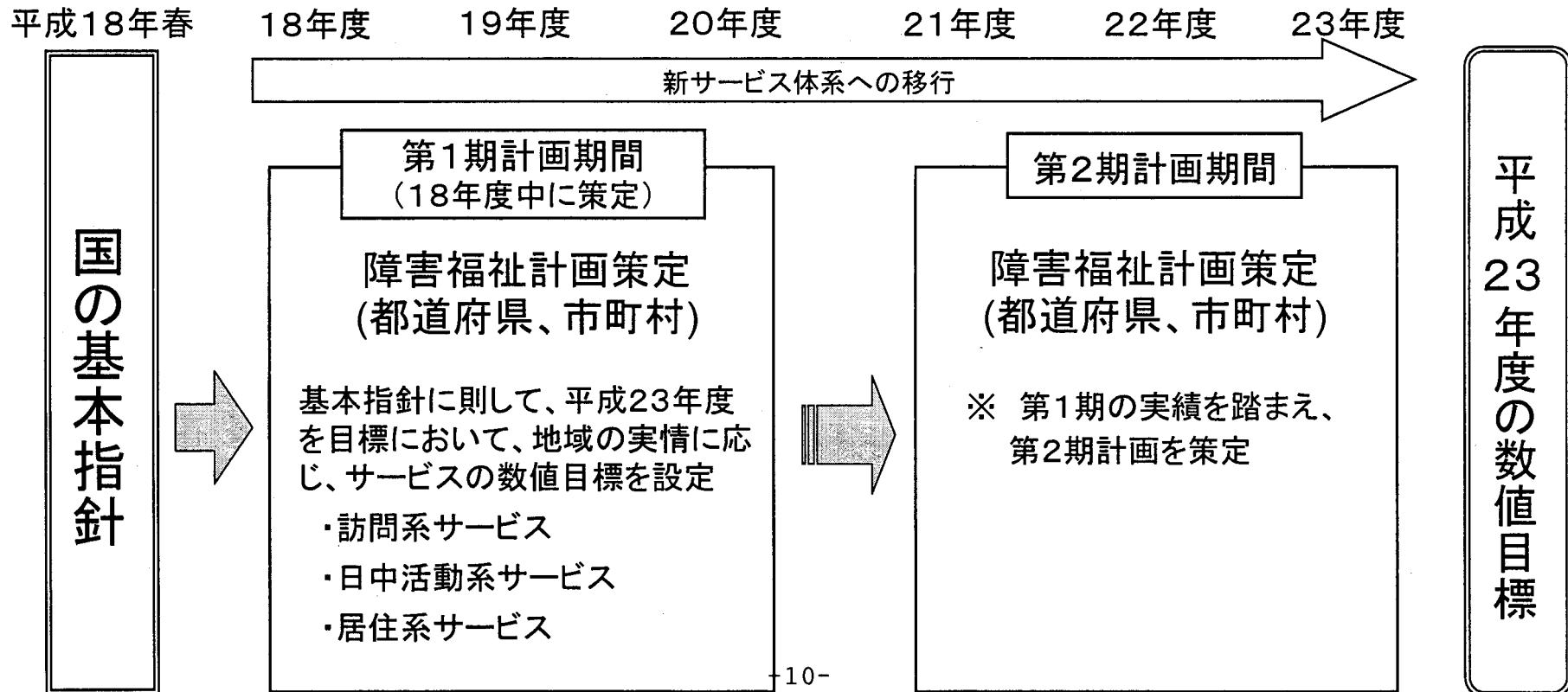


地域自立支援協議会で現れた ニーズを基に社会基盤整備をする！



障害福祉計画について

- 「基本指針」は、下記の事項を内容とするものであるが、具体的には、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組みなど、定めるものとする
 - ・障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項
 - ・市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - ・その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 市町村及び都道府県は、「基本指針」を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成18年度中に平成20年度までを第1期とする障害福祉計画を策定するものとする

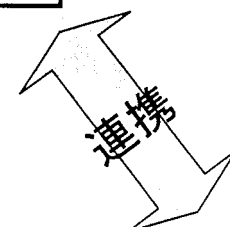
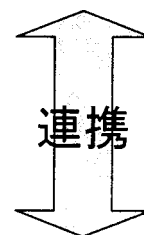
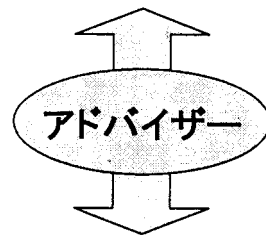
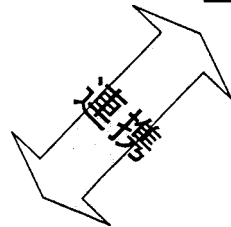


自立支援協議会
スーパーバイザー
アドバイザー
動きの概念図

愛知県自立支援協議会
★保健福祉圏域をまたぐケースカンファレンス
(ex:コロニーの地域移行ケースなど)
■開催頻度:随時 ■担当:****
■参加者:関係するものを****が参集
★障害福祉計画策定など
■開催頻度:年**回 ■担当:****
■参加者:障害福祉課が選任した委員

事務局機能
愛知県担当課職員
スーパーバイザー
アドバイザー

アドバイザー
ジョーカーの役割
県の自立支援協議会に関わり
圏域の自立支援協議会の
アドバイスをし
その両者を連携
させる潤滑油



各市町村
自立支援協議会
市町村担当課職員
アドバイザー
相談支援員

各市町村
自立支援協議会
市町村担当課職員
アドバイザー
相談支援員

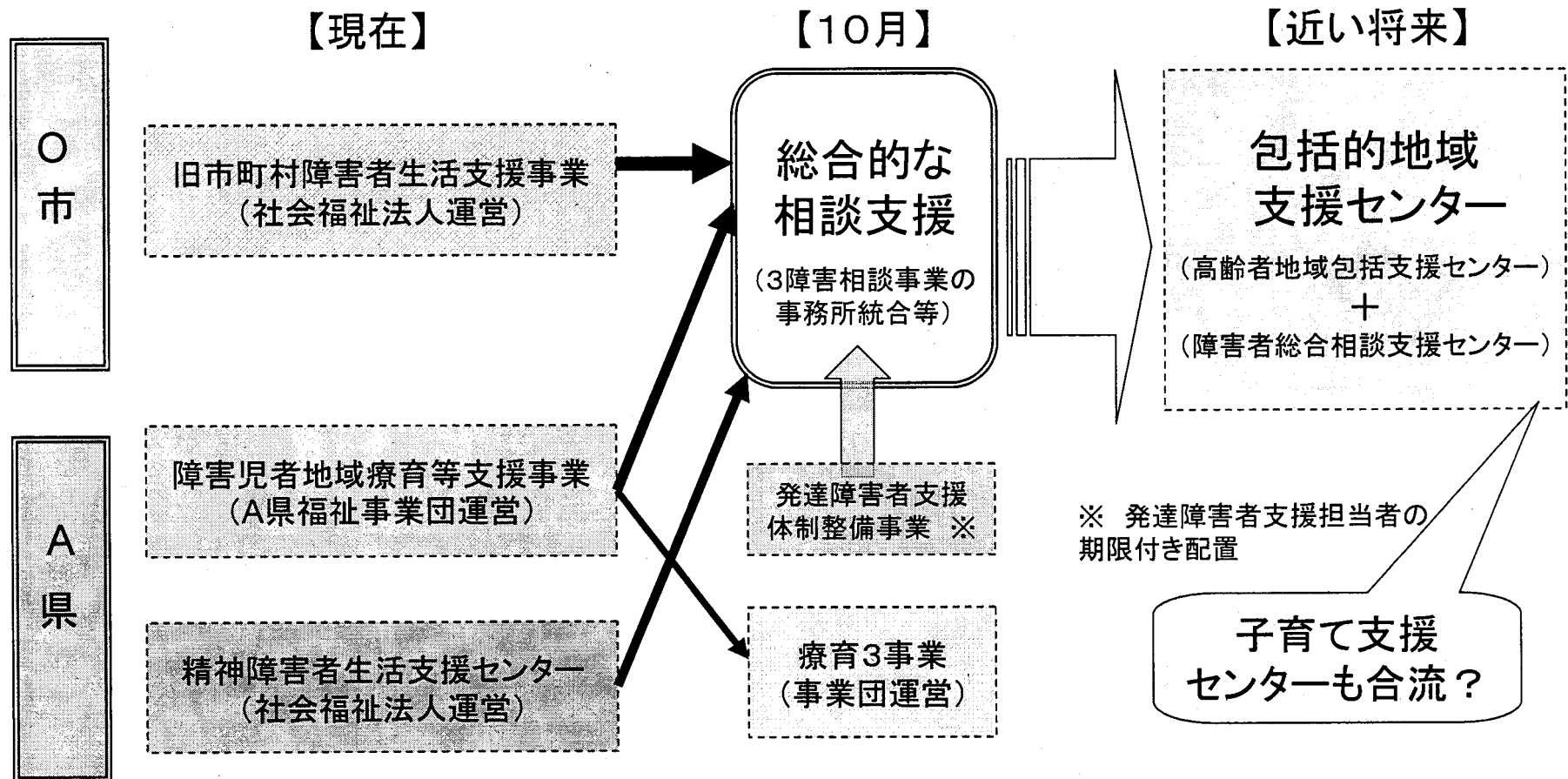
各市町村
自立支援協議会
市町村担当課職員
アドバイザー
相談支援員

各市町村
自立支援協議会
市町村担当課職員
アドバイザー
相談支援員

市町村レベルの相談支援事業の今後

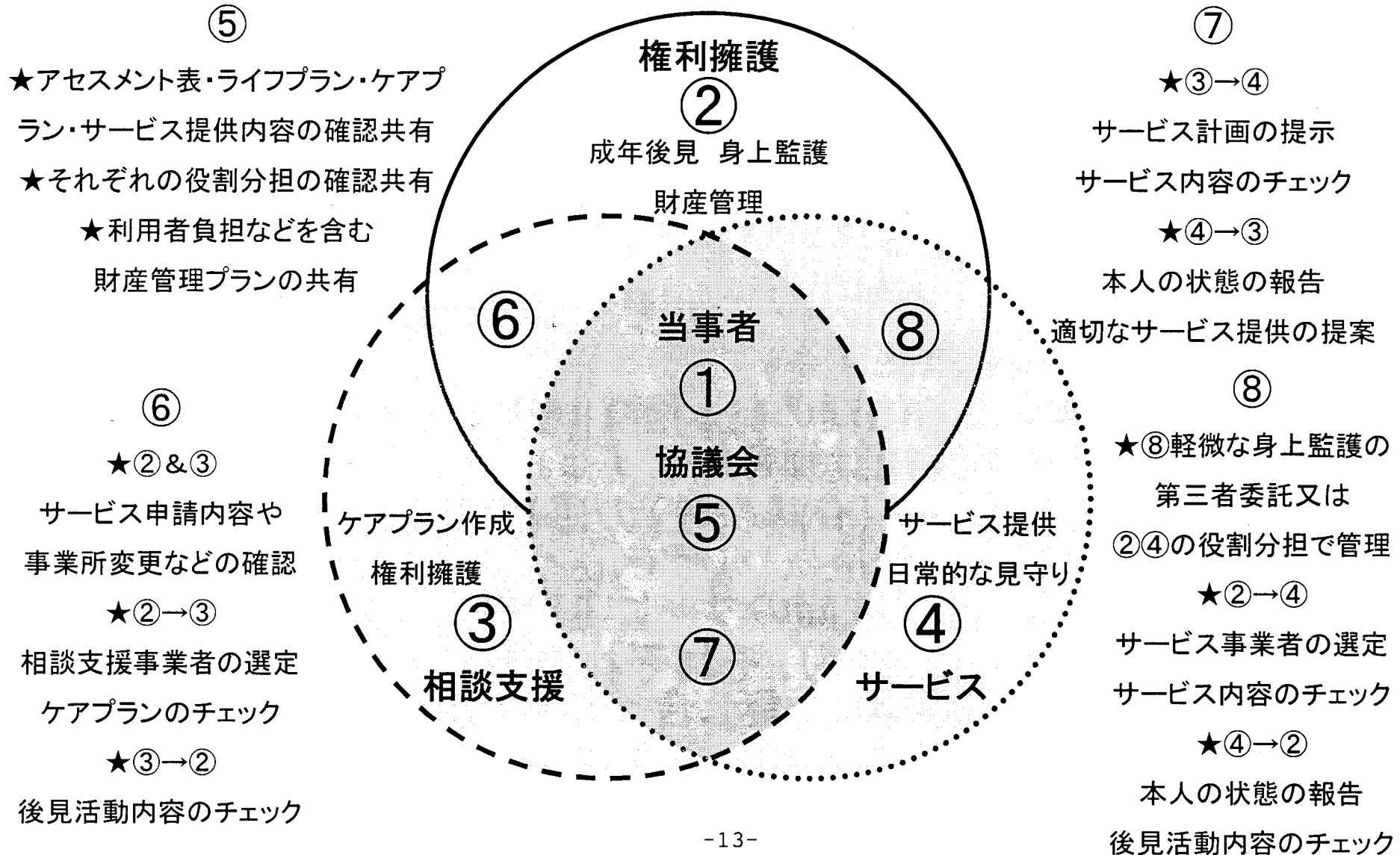
【A県O市の場合】

- 相談支援事業は、障害種別を総合化し、相談支援体制は今後分野を包括することも検討する。想定する例として地域包括支援センターとの統合を視野に検討する
- 検討は自立支援協議会で行い、A市の実情に応じた形を検討し推進する



権利擁護・相談支援・サービス事業のエコマップ

～3つの事業が良い緊張関係を保ちつつ地域生活を支える～



地域生活支援を組み立てる流れとしては・・・ ～本人ニーズから循環的に3つの事業が支援を組み立てる～

①当事者のニーズアセスメント

- きちんとすべての人のニーズアセスメントを丁寧にする。
- この段階は、権利擁護・相談支援・サービス事業所それぞれから始まる可能性がある。

②成年後見人又は相談支援事業者がライフステージ全般に渡る見通しを立てる。

③相談支援事業者がインフォーマルサービスを含むケアプラン（サービス計画）を策定する。

④相談支援事業者から依頼のあった直接サービスのサービス提供・管理責任者が支援計画を作成する。

⑤地域包括支援センター（介護保険）の運営協議会、地域自立支援協議会（障害者自立支援法）などで①②③④の流れから得られた情報を共有し、④が実際のサービス提供を始める。

⑥⑦⑧支援を始めるにあたり、それぞれの機能の接地する支援部分の役割分担を②③④で、話し合っ⑤で明確にする。

①当事者にその支援計画で満足しているか、再アセスメントをする。